

補助基準額（月額／園児1人あたり）

世帯区分	(1) 第1子	(2) 第2子	(3) 第3子以降
1 生活保護世帯	9,600円	9,600円	9,600円
2 区市町村民税所得割額非課税世帯（うち、ひとり親世帯等）	6,600円 (9,600円)	9,600円	9,600円
3 区市町村民税所得割額77,100円以下の世帯（うち、ひとり親世帯等）	5,200円 (6,600円)	5,200円 (9,600円)	9,600円
4 区市町村民税所得割額211,200円以下の世帯	5,200円	5,200円	9,000円
5 区市町村民税所得割額256,300円以下の世帯	5,200円	5,200円	8,400円
6 上記世帯区分以外の世帯	5,200円	5,200円	5,200円
7 幼稚園類似の幼児施設のうち東京都知事が認定する施設に幼児が在籍する世帯	27,400円	27,400円	27,400円
8 幼稚園類似の幼児施設のうち東京都知事が認定していない施設で町長が特に必要と認めるものに幼児が在籍する世帯	6,400円	6,400円	6,400円

補足事項

- 「第1子」とは、1人在籍の場合及び同一世帯から2人以上在籍している場合の最年長の幼児のうち、第2子又は第3子以降に該当しない幼児をいう。
- 「第2子」とは、保護者と生計を一にする支援法第6条で定める「子ども」である兄・姉を有する幼児のうち、最年長の幼児をいう。
- 「第3子以降」とは、前項に該当する幼児のうち、第2子以外の幼児をいう。
- 世帯区分が2に該当する世帯がひとり親世帯等の場合における補助限度額(月額)の第1子の額並びに世帯区分が3に該当する世帯がひとり親世帯等の場合における補助限度額(月額)の第1子並びに第2子の額は、この表の括弧内の額とする。
- 区市町村民税の所得割額は、補助対象者又は当該補助対象者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市

をいう。以下同じ)の区域内に住所を有する者として算定されているときは、これらの者を指定都市以外の区域内に住所を有する者とみなして算定した額とする。

6 次に掲げる世帯については、補助対象経費の欄中「その他の納付金」とあるのは、「その他の納付金（月額3,400円の範囲内の額に限る。）」とする。

- (1) 世帯区分が3から5までに該当する世帯（第3子以降に該当する幼児を有する世帯及び前項に規定する場合を除く。）
- (2) 世帯区分が6に該当する世帯